

記者発表資料



平成31年 2月 8日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
  - 当日の取材依頼
  - 開催日時等の周知依頼
  - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ( )

発表事項	平成31年度国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p><b>【国民健康保険事業費納付金等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金(納付金)を徴収するとともに、療養の給付等に要する費用(医療費から本人負担を除いた額)の支払に必要な額を市町村へ交付しています。</li> <li>○ 今般、国から示された係数等を用いて、県が算定した平成31年度の納付金等(案)について公表するものです。なお、今後、県の平成31年度当初予算成立後、正式に決定します。</li> </ul> <p><b>1 主な算定結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一人当たり保険税必要額(年額)【県全体・激変緩和措置後】 105,697円(H30年度:97,978円,+7,719円)</li> <li>(2) 納付金額【県全体】 約510億円(H30年度:487億円,+23億円)</li> <li>(3) 普通交付金額(療養の給付等に要する費用見込額)【県全体】 約1,465億円(H30年度:1,459億円,+6億円)</li> </ul> <p><b>2 算定の概要</b></p> <p>医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、納付金等を算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国から示された係数等を用いて、納付金等を算定しています。</li> <li>(2) 一人当たり保険税必要額が一定割合以上増加する市町村(28市町村)に対しては、激変緩和(激変緩和所要額の6分の5)を実施しています。</li> </ul> <p><b>3 市町村の対応</b></p> <p>県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、各市町村において、実際に賦課する保険税率の決定や平成31年度予算編成等を行います。</p>	
日時		
場所		
資料	別紙のとおり(平成31年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について(案))	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載( 月 日掲載予定) 【ホーム>健康・福祉>健康・医療>国民健康保険>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について】	
取材案内		
問合せ先(担当課)	担当課	くらし保健福祉部国民健康保険課
	取材対応者	課長 上橋 勉(099-286-2673)内線2673
	問合せ窓口	国保財政係 主幹兼国保財政係長 板東利治, 主査 徳重直樹(099-286-2583)内線2583